

# 第1章 計画の目的及び前提

## 第1節 計画の目的及び構成

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、豊能町（以下「町」という。）の町域に係る防災に関し町防災会議が定める計画であって、町と町域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の目標及び位置づけ

#### 1 計画の目標

この計画は、住民・事業所・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や住民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図ることにより、「災害に強い安全なまち」をめざす。

#### 2 計画の位置づけ

この計画は、町域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、府地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する防災対策の基本方針を示す総合的な計画である。

### 第3 計画の構成

この計画は、町の地域に係る防災に関する総合的対策の指針であり、「総則・災害予防対策編」、「地震災害応急対策・復旧対策編」、「風水害等応急対策・復旧対策編」及び「資料編」から構成する。各編で対応する内容は次のとおりである。

#### 1 総則・災害予防対策編

計画の目的を明らかにし、町及び関係機関の責務と防災及び災害に対して処理すべき事務を定める。

また、災害の防止対策に加えて、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害をはじめとする各種災害に対応するために、平常時にとるべき防災活動全般について定める。

##### (1) 災害に強いまちづくり

防災空間の整備をはじめとする都市の防災機能の強化など、災害の防止をめざした対策を定め

る。

(2) 災害に備えた防災体制の確立

初動体制、情報収集伝達体制、広域応援体制、消火・救助・救急体制など、災害の発生に備えてあらかじめ整備すべき体制について定める。

(3) 地域防災力の向上

防災知識の普及、自主防災組織の育成、ボランティア活動環境の整備など、住民の災害対応能力の向上をめざした対策を定める。

2 地震災害応急対策・復旧対策編

(1) 地震災害応急対策

地震発生直後の人命救助から、その後の被災者の生活支援に重点を置き、町及び関係機関に求められる活動内容を定める。

ア 初動期の応急活動

被害情報の収集、消火・救助・救急、医療など人命救助に関わる対策を中心として、地震発生直後から速やかに講じるべき対策について定める。

イ 応急復旧期の対策活動

飲料水・食料の供給、避難対策、保健衛生・福祉活動、都市機能の回復など、被災者の生活支援を中心とした対策について定める。

(2) 地震災害復旧・復興対策

被災者の生活再建のための各種の取り組み及び復興の基本方針について定める。

(3) 東海地震関連情報に伴う対策

東海地震注意情報が発表された場合及び東海地震警戒宣言が発せられた場合の社会混乱の防止と地震による直接的な被害を最小限に抑えるための措置について定める。

3 風水害等応急対策・復旧対策編

風水害が発生するおそれのある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、災害発生直後の応急対策について地震災害対策で見直した観点をふまえて、各防災関係機関に求められる活動を定める。

(1) 風水害応急対策

ア 災害警戒期の活動

気象予報の伝達、組織配備体制、関係機関の警戒活動や避難対策など、災害を未然に防止し、被害を最小限に抑えるために講じるべき措置について定める。

イ 災害発生後の活動

被害情報の収集、救助・救急、医療など、人命救助に関わる対策から、食料の供給、避難対策、保健福祉活動、都市機能の回復など、災害の発生から被災者の生活支援まで時系列に定める。

(2) 事故等災害応急対策

市街地の大規模火災や高層建築物等の災害、危険物等災害、大規模交通災害などの災害をはじめ、不測の災害に対応するため、地震災害応急対策、風水害応急対策を援用して、町及び関係機関の活動内容を定める。

(3) 風水害等災害復旧・復興対策

住民の生活再建のための各種の取り組み及び復興の基本方針について定める。

4 資料編

災害予防対策、応急対策に関する基礎的情報で、町及び関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

## 第2節 町域の概況

### 第1 位置及び面積

本町は、大阪府の北部に位置し、北は能勢町及び京都府亀岡市、南は箕面市、東は茨木市に、西は兵庫県川西市に隣接し、大阪都心から30km圏にある。

町域は、大きくは妙見山系により分断された東部地域と西部地域に分けられ、相互の連絡には他市町を通過しなければならない。

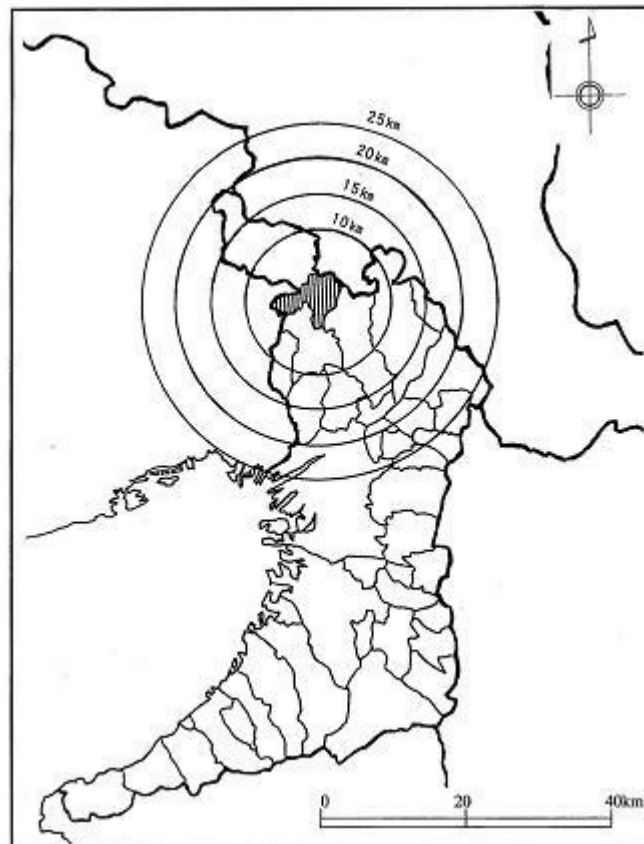
東西9.8km、南北8.1km、町域面積は34.37km<sup>2</sup>となっている。

隣接各市町を結ぶ交通は、幹線道路として国道423号、国道477号、府道茨木能勢線、府道余野茨木線、府道余野車作線、鉄軌道として西部地域に能勢電鉄があり、阪急電鉄宝塚線を経由して、大阪市、阪神間地域などと連絡している。

人	口	24,542人	
面	積	34.37km <sup>2</sup>	
地	勢	位置	東経 135°29' 北緯34°54'
		範囲	東西 9.8km 南北8.1km
		海拔	最高 678.9m 最低 99.8m

平成16年4月現在（大阪府統計課資料）

#### 【豊能町の位置】



## 第2 自然的条件

### 1 地 勢

本町の中心経緯度は、東経135度29分、北緯34度54分にあり、標高500m～600mほどの山地が連なり、中央に猪名川の支流余野川の浸食小盆地がある。

町域は、河川の流域別に東部地域、西部地域、南部地域に分かれ、東西9.8km、南北8.1kmで面積34.37km<sup>2</sup>となっており、その約80%は山林原野である。

### 2 河川・水路

本町は、猪名川水系に属し、余野川流域の東部地域、箕面川流域の南部地域、初谷川流域の西部地域の三つの地域に分かれている。

### 3 地形・地質

#### (1) 地 形

本町は、北摂山系によって、流域を異にする3つの地域に分けられており、各地域の土地利用も異なっている。

東部地域は、盆地状に広がる農地とその間に点在する集落、またこれらを取り巻く山地によって構成される。

南部地域は、小規模な盆地と集落、これらを取り巻く山地によって構成されている。

西部地域は、吉川集落と谷間の農地のほか大規模開発による市街地によって構成されている。

また、東部地域と西部地域は妙見山で界しており、相互の連絡は他市町を経由しなければならない。

#### (2) 地 質

本地域の地質は大きく東西に分かれ、東部は花崗岩、西部は古生層砂岩、ケツ岩、チャート、輝緑凝灰岩となっている。

### 4 気 象

本町の気象は、やや内陸型の気象変化を示し、梅雨期と台風期の降水量が多く、冬期には降水量が著しく少ないことが特徴である。過去5年間(平成11年～平成15年)における平均気温は15.6℃、最高気温は36℃、最低気温は-6.0℃、平均降水量は年間1,198.5mmとなっている(消防本部資料)。

### 第3 社会的条件

#### 1 人口

本町の人口は、平成12年（2000年）の国勢調査では、人口25,722人、世帯7,886世帯で、一世帯当たり人口は3.26人、人口密度は748人/km<sup>2</sup>である。

昭和42年（1967年）から始まった民間デベロッパーによる大規模住宅開発で人口増加の一途をたどり、昭和51年（1976年）には8千人を突破し、昭和53年（1978年）には1万人を、昭和63年には2万人を突破し、府内一、二の人口増加率であった。

人口構成については、平成12年現在では、0～4歳と20代から30代前半までが少なく、逆に10代後半と40代後半から50代前半が多い、やや歪んだ構成をしている。これは、新市街地居住者の大半が、40代後半から50代前半に集中していることによる。

また、生産年齢（15～64歳）人口比率は71.4%、高齢人口比率（65歳以上）は14.2%である。

#### 2 交通網

本町の鉄軌道としては、西部地域に能勢電鉄があり、阪急電鉄宝塚線を経由して、大阪市、阪神間地域などと連絡している。駅としては、妙見口駅、ときわ台駅、光風台駅がある。

主要道路としては、南北方向に国道423号、国道477号、府道茨木能勢線、東西方向として、府道余野茨木線、余野車作線が通っており、それぞれ池田市・箕面市方面及び亀岡市方面、茨木市方面及び能勢町・川西市方面に連絡している。

#### 3 土地利用状況

本町は、北摂山系によって、流域を異にする3つの地域に分けられており、各地域の土地利用も異なっている。

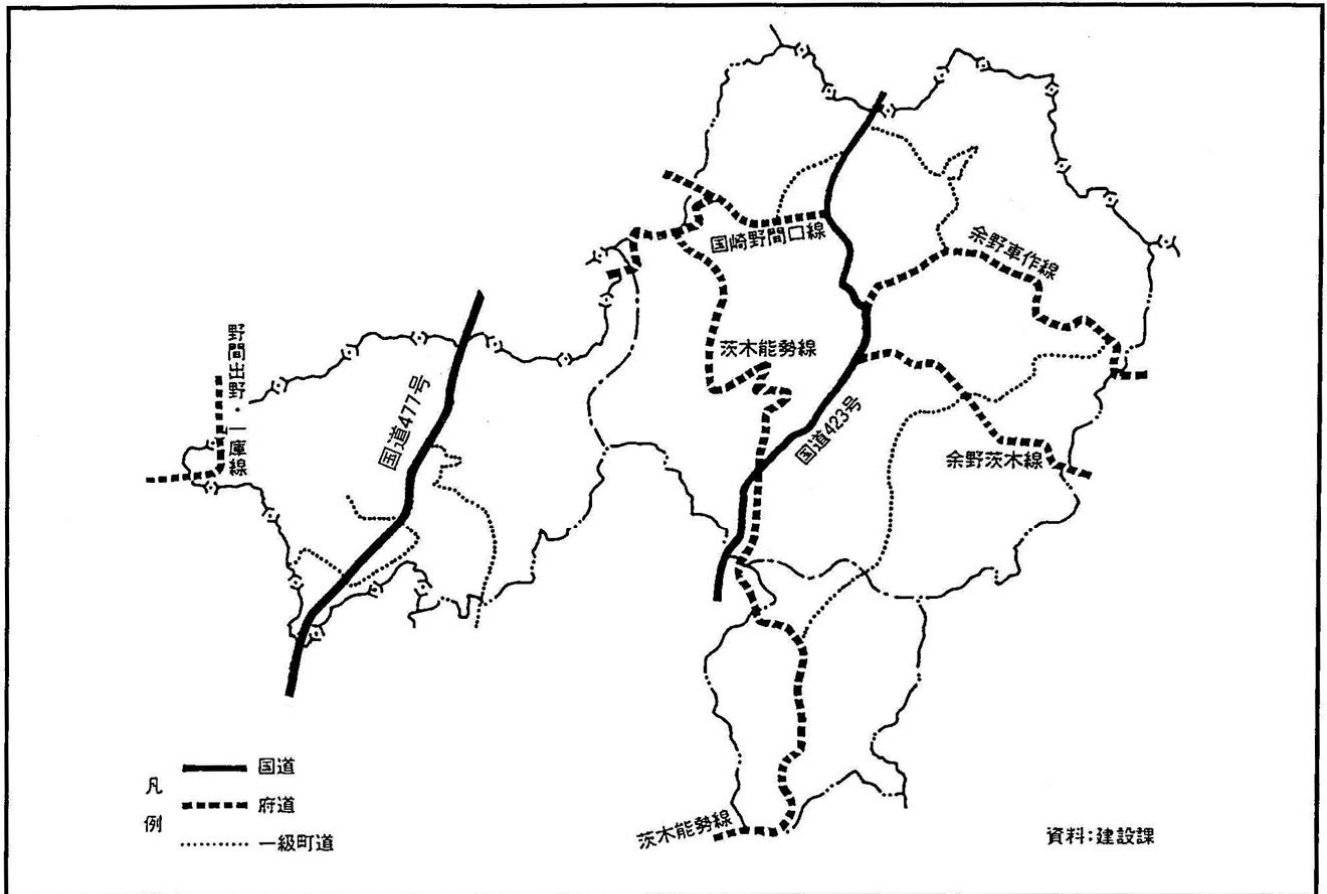
東部地域は、盆地状に広がる農地とその間に点在する集落、昭和50年代後半から開発が始まった新市街地の希望ヶ丘、これらを取り巻く山地によって構成される。余野は、行政、教育・文化及び医療・福祉等の施設が立地する東部地域の生活の中心となっている。

西部地域は、吉川の集落と昭和40年代に開発が始まった住宅地、谷間の農地、これらを取り巻く山地によって構成される。吉川支所周辺は、行政、教育・文化、医療・福祉及び購買等の施設が分布し、西部地域の生活の中心地となっている。

土地利用に関連する主要な法規制として、農地の大半が農業振興地域、農業地区域、山林の一部が近郊緑地保全区域、保安林に指定されている。

【主要交通網の状況】

主な幹線道路



## 第3節 災害の履歴

### 第1 地震災害の履歴

近畿圏に影響が及んだ大規模な地震として、兵庫県南部地震（マグニチュード 7.3：1995年1月17日）があるが、本町での被害については、人的被害が軽傷者4人、建物被害が住宅の一部損壊124棟であった。

昭和以降の地震被害事例は、河内大和地震（マグニチュード 6.4：1936年2月21日）、南海道地震（マグニチュード 8.0：1946年12月21日）によるものがある。

### 第2 風水害の履歴

町域に大きな被害をもたらした風水害は、台風や前線を伴う低気圧による暴風雨、集中豪雨によるものが多い。

町域は標高500～600m準平野が連なり、中央に猪名川の支流である余野川、初谷川沿いに河谷平野等の浸食小盆地がある。

災害履歴としては、豪雨等による浸水被害及び河川の決壊、土砂の崩壊が生じている。

資料1-1-1 災害履歴 参照



## 第4節 災害の想定

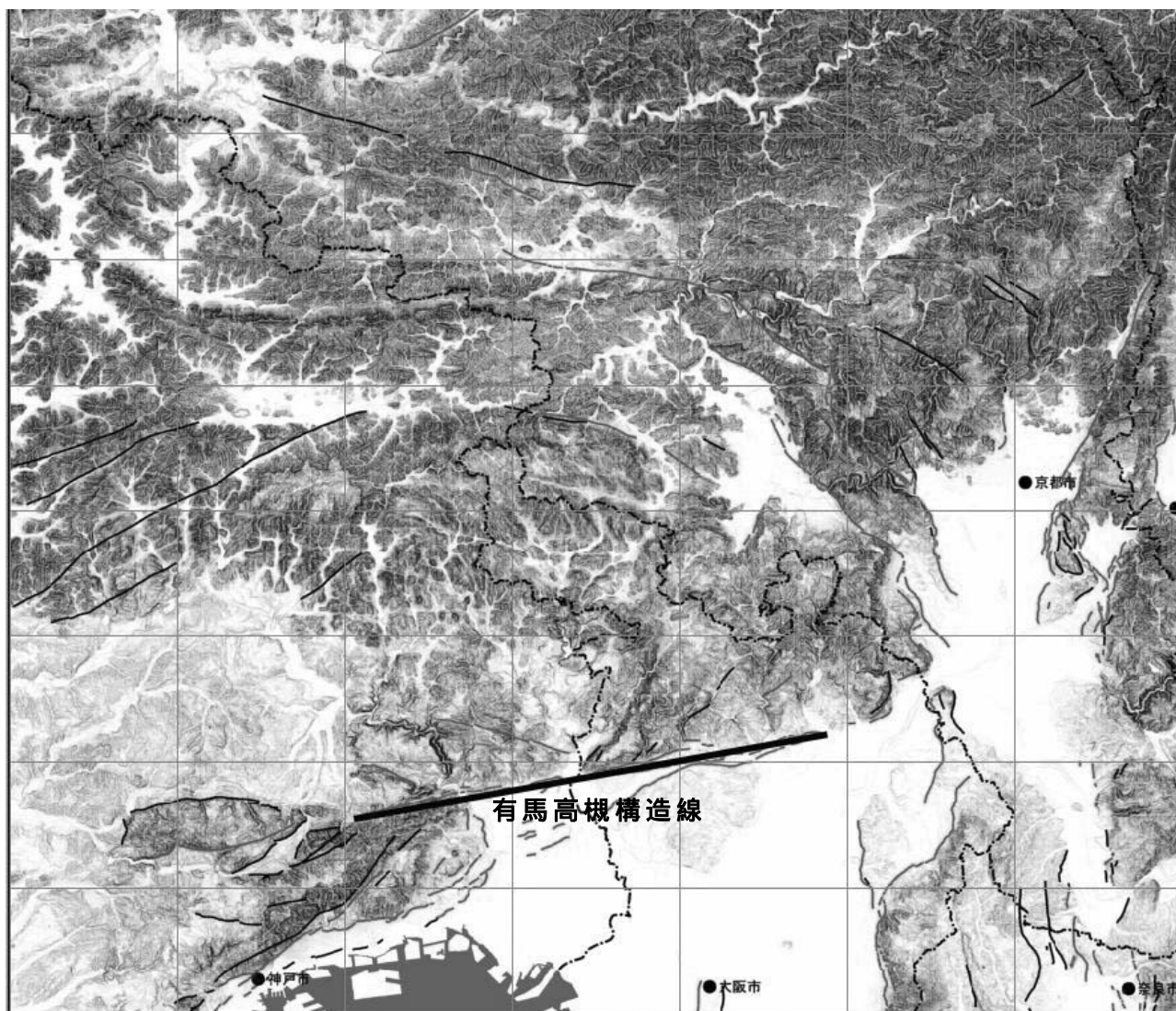
計画の作成にあたっては、町における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、町において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

### 第1 地震災害

#### 1 想定地震

本計画の前提となる震災規模の想定として、平成9年度に実施した町防災アセスメント調査により、本町に最も大きな被害をもたらす可能性が高い有馬高槻構造線と南海トラフによる地震を想定した。

直下型地震 ————— 有馬高槻構造線（マグニチュード6.9～7.6）



## 2 想定時期

地震の想定時期は、出火件数が最も多いとされる冬季の夕方（18時）に設定した。

予測時期：冬季

予測時間：18時

## 3 被害想定

本町に及ぼす地震による被害は次のように想定される。なお、南海トラフによる地震では本町に被害は殆ど発生しないと想定される。

### （1）予測震度（直下型地震：有馬高槻構造線）

町域北部では震度5弱に、町域南部・西部で概ね震度5強になり、一部盛土・埋土の分布する地域では震度6弱になるものと予想される。

### （2）液状化判定（直下型地震：有馬高槻構造線）

液状化発生度は低いと予想される。

### （3）建物被害（直下型地震：有馬高槻構造線）

町全域で全壊棟数が51棟、半壊棟数が108棟、被害棟数が104棟になるものと予想される。

### （4）地震火災被害（直下型地震：有馬高槻構造線）

炎上火災は、町域で1件未満と出火の危険性のないものと予想される。

### （5）人的被害（直下型地震：有馬高槻構造線）

町域の人的被害は、死者が総人口の0.02%にあたる6人、負傷者が総人口の0.05%にあたる13人と予想される。

### （6）り災者及び避難生活者数（直下型地震：有馬高槻構造線）

町域のり災者数は、総人口の0.81%にあたる223人、避難生活者数が総人口の0.24%にあたる65人と予想される。

### （7）上水道・下水道被害（直下型地震：有馬高槻構造線）

上水道の被害箇所数は、30箇所（被害率0.26箇所/km）、下水道の被害箇所数は、11箇所（被害率0.23箇所/km）になると予想される。

【地震被害の予想結果】

		町の被害想定		府の被害想定			
想定地震		有馬高槻構造線	南海トラフ	有馬高槻構造線	南海トラフ		
地震規模 (マグニチュード)		6.9~7.6	8.4	6.9~7.6	8.4		
手法	地盤	ボーリングデータを基に、250mメッシュ毎に地盤種を区分		500mメッシュで地盤種を区分			
	震度予測	震源からの距離をもとに地盤基盤上での入力加速度をメッシュ毎に計算し、震度を算出		別々に計算された短、長周期成分を重ね合わせ、メッシュ毎に震度を計算			
	建物被害	建物応答計算を行い、建物の変形で被害を想定。兵庫県南部地震における再現も検証		兵庫県南部地震の建物被害データと速度値との関係式により算定			
現象	予想震度	5弱~6弱	4~5弱	4~5強	5弱~5強		
	液状化	発生する可能性は低い		発生する可能性は低い			
被害	建物被害	全壊	全壊数	51棟	-	9棟	0棟
			全壊率	0.42%	-		
		半壊	半壊数	108棟	-	247棟	0棟
			半壊率	0.89%	-		
	火災	出火件数	1件未満	-	0件	0件	
		焼失棟数	0棟	-			
	人的被害	死者数	6人	-	3人	0人	
		負傷者数	13人	-	37人	0人	
		り災者数	223人	-	719人	2人	
		避難所生活者	65人	-	210人	1人	
ライフライン・土木構造物	埋設管被害箇所数 ・電柱被害本数		断水率等				
	水道	30箇所	-	25%以下	25%以下		
	下水道	11箇所	-	-	-		

- 1 有馬高槻構造線、南海トラフを想定した場合の被害想定結果である。
- 2 負傷者には重傷者も含む。
- 3 炎上出火件数は町、府とも1日間の合計値
- 4 町地震被害想定調査に用いた総人口は27,259人(平成7年国勢調査)である。
- 5 町による被害想定結果は、想定条件に基づいた試算結果であり、災害発生の時間、状況などによって数分の一から数倍の範囲で被害程度は異なる。
- 6 本町と府との被害想定結果の差異は、想定条件及び予測手法の違いによる。

4 想定結果の相違の理由(町想定と府想定)

本町と府がそれぞれ実施した有馬高槻構造線による地震の被害想定結果の相違は、ボーリングデータの取り方等、データの把握方法、メッシュの取り方及び手法等を原因とするものであり、特に手法によるところが大きいと考えられる。

## 5 府の地震被害想定結果への対応

町防災アセスメントによれば、本町に最も大きな被害をもたらす地震は有馬高槻構造線による地震であり、この地震による被害については、被害の種類によって、町想定よりも府想定の方が大きなもの、またその逆のものがある。また、府の想定調査によれば、有馬高槻構造線以外に上町断層系の地震も本町に同等の被害を及ぼすと想定されているため、町地域防災計画においては、町だけでなく府による想定結果も踏まえ、想定被害の大きい方に対応できるものとする。

## 6 府地震被害想定調査の概要

### (1) 調査の目的

兵庫県南部地震の教訓と大阪の地震特性を十分に反映した被害の様相を定量的・定性的に予測し、地域防災計画検討のための基礎資料とする。

### (2) 前提条件

#### ア 想定地震

海溝型地震のほか、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層を対象としている。

- ・直下型地震 上町断層系、生駒断層系、有馬高槻構造線、中央構造線
- ・海溝型地震 南海トラフ

#### イ 想定時期、気象条件

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響の大きい「冬季平日の夕刻6時頃」としている。  
気象条件は、「晴れ」としている。

### (3) 調査項目

項 目		調 査 内 容
現象の予測	地震動	計測震度等
	液状化	液状化危険度
	津波	津波高、到達時間等
物的被害	建物被害	全壊・半壊棟数
	地震火災	炎上出火件数等
	斜面被害	斜面災害危険箇所等
機能障害	交通機能	緊急交通路機能障害等
	ライフライン	影響人口、復旧期間等
人 的 被 害		死者・負傷者数等

(4) 地震被害想定結果概要(府調査)

想定地震		上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ
地震の規模		マグニチュード 6.6~7.3	マグニチュード 6.5~7.2	マグニチュード 6.9~7.6	マグニチュード 7.2~7.8	マグニチュード 8.4
		計測震度 5強~6強	計測震度 6弱~6強	計測震度 4~5強	計測震度 5~6弱	計測震度 5弱~5強
建物全半壊棟数	全壊	14棟	0棟	9棟	0棟	0棟
	半壊	268棟	1棟	247棟	0棟	0棟
炎上出火件数		0件	0件	0件	0件	0件
死傷者数	死者	2人	0人	3人	0人	0人
	負傷者	40人	0人	37人	0人	0人
り災者数		733人	6人	719人	2人	2人
避難生活者数		214人	2人	210人	1人	1人
鉄道影響人口	5強~6弱	100人	0人	100人	0人	0人
	6強~7	0人	0人	0人	0人	0人
緊急交通路への影響		32箇所	21箇所	13箇所	3箇所	0箇所
ライフライン	停電	8,000軒	0軒	3,000軒	0軒	0軒
	ガス供給停止	6,000戸	0戸	6,000戸	0戸	0戸
	水道断水率	50~25%	25%以下	25%以下	50~25%	25%以下
	電話不通	7,000人 2,000世帯	0	27,000人 7,000世帯	0	0

注) 1. 緊急交通路への影響箇所数は、高速道路を除く主要な緊急交通路35ルート、約600Kmで、機能障害をもたらす可能性のある709箇所のうち、府域全体の機能障害箇所数である。

2. 停電件数は、池田市、箕面市、豊能町、能勢町の合計値である。

斜面災害	人家	急傾斜地	153戸	(合計) 378戸	急傾斜地崩壊危険区域及び危険箇所、地すべり防止区域及び危険箇所に係る豊能町の人家家数
	戸数	地すべり	225戸		

## 第2 風水害

町域には、河谷平野、扇状地、緩扇状地や西部の「ときわ台」、東部の「希望ヶ丘」のような宅地造成により形成された人工改変地等、水害の被害を受けやすい地形が分布している。

また、余野川流域（余野川、野間口川、石田川、大丸川、木代川）、初谷川流域の河川沿いの低地は、過去に度々浸水による被害を受けている。

資料1-1-1 災害履歴 参照

## 第3 土砂災害

町域には、昭和後期以降の宅地造成等により形成された人工斜面を後方に背する地区、箇所や山地急斜面域、人工改変地等が分布しており崩壊等の危険性を有している。

町域の土砂災害危険箇所、指定区域は次のようになっている。

種 類		箇所数
急傾斜地崩壊危険箇所		17
		78
		1
うち危険区域（法指定）		3
建築基準法に基づく災害危険区域		3
土石流危険渓流		51
		34
		16
地すべり危険箇所		6
うち防止区域（法指定）		0

## 第2章 計画の基本方針

### 第1節 計画の方針

地域防災は、町、関係機関及び住民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から住民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震は、6,000人以上の犠牲者を出し、現代の都市が、ハード・ソフト両面で自然災害に対していかに脆弱であるかを再認識させる結果となった。本計画の策定にあたっては、こうした過去の災害を教訓として、自然との共生と環境負荷の低減、進行する高齢化社会への対応といったこれからの地域行政に対する課題をふまえつつ、防災に関する基本方針を定めることとする。

本町では、砂防指定区域が山林の大半を占め、過去に地すべりを生じた箇所もあることから、がけ崩れなどの自然災害に対する取り組みを強化する必要がある。治水については、水害を未然に防止するため、河川改修、農業用水路の改修、老朽ため池の調整をより一層推進する必要がある。このような災害発生の危険性に対処するため、町及び関係機関の防災機能充実と、これら機関と住民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難地及び避難路の確保など都市基盤の整備を進め、都市の防災機能の強化を図る。

また、今後、住民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災力の低下や防災意識の希薄化が進むことが考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図ることとする。

#### 第1 基本目標

「災害に強い安全なまちづくり」をめざし、住民・事業所・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や住民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

災害に強い安全なまちづくり

#### 第2 防災施策の大綱

##### 1 災害に強い安全なまちづくり

町をはじめ関係機関は、都市の防災機能の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全なまちづくりを計画的に推進する。

##### 2 災害に備えた体制の確立

町をはじめ関係機関は、総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。

### 3 地域防災力の向上

住民自らが「自らの地域と自らの命は自らが守る」という防災の原点に立ち、平常時から被害の軽減を図るための措置や食料の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、町をはじめ関係機関が行う防災対策には限界があることを示すとともに、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、住民の防災意識の高揚を図る。

### 4 災害への適切な対応

#### (1) 役割の明確化

災害時における町及び関係機関・住民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

#### (2) 町地域防災計画と防災体制の充実

町及び関係機関は、この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災体制の確立を図る。

#### (3) 事業の推進

災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進するため、避難地・避難路の整備、消防施設の整備、学校等の耐震化及び防災行政無線の整備等については、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備を進める。



## 第2節 町・関係機関の業務の大綱

町及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次にあげる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

防災に関して、町、町消防本部、府、府警察、自衛隊、町地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、おおむね次のとおりである。

### 第1 町

#### 1 議会事務局

- (1) 町議会議員との連絡調整に関する事。
- (2) 議会の庶務に関する事。

#### 2 総務部

- (1) 町長、助役の秘書に関する事。
- (2) 報道機関との連絡調整に関する事。
- (3) 広報・広聴に関する事。
- (4) 職員の動員、配置等に関する事。
- (5) 応援の要請及び受入れ体制の整備に関する事。
- (6) 防災会議に関する事。
- (7) 防災組織及び活動組織の整備に関する事。
- (8) 情報収集伝達体制の整備に関する事。
- (9) 災害救助法適用事務に関する事。
- (10) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する事。
- (11) 災害対策資材、備蓄物品及び食料の購入・調達に関する事。
- (12) 緊急輸送体制の整備に関する事。
- (13) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (14) 自治会等との連絡調整に関する事。
- (15) 自主防災組織の育成に関する事。

#### 3 出納室

- (1) 防災関係予算の出納に関する事。

#### 4 生活福祉部

- (1) 避難・誘導體制の整備に関する事。
- (2) 応急医療体制の整備に関する事。
- (3) 福祉避難所の整備に関する事。
- (4) 要援護高齢者、障害者の対応に関する事。

- ( 5 ) ボランティア活動環境の整備に関する事。
- ( 6 ) 食料及び生活必需品の確保に関する事。
- ( 7 ) 医療品、診療用資材等の調達に関する事。
- ( 8 ) 行路傷病者等に関する事。
- ( 9 ) 感染症の予防と収容に関する事。
- ( 10 ) 避難所の整備に関する事。

## 5 建設水道部

- ( 1 ) 廃棄物等の処理体制の整備に関する事。
- ( 2 ) 防疫活動体制の整備に関する事。
- ( 3 ) 都市防災機能の強化に関する事。
- ( 4 ) 建築物等の安全対策に関する事。
- ( 5 ) 道路、河川、農地、ため池等の安全対策に関する事。
- ( 6 ) ライフライン（下水道）の保全に関する事。
- ( 7 ) 営農対策に関する事。
- ( 8 ) 水害予防に関する事。
- ( 9 ) 地盤災害に関する事。
- ( 10 ) 交通確保に関する事。
- ( 11 ) 応急仮設住宅に関する事。
- ( 12 ) 家屋等の応急危険度判定調査に関する事。
- ( 13 ) 避難地の選定及び整備に関する事。
- ( 14 ) ライフライン（上水道）の強化と保全に関する事。
- ( 15 ) 飲料水の確保に関する事。
- ( 16 ) 水質検査体制の整備に関する事。
- ( 17 ) 水道施設の耐震性の強化に関する事。

## 6 教育委員会

- ( 1 ) 通学（園）路の点検及び安全確保に関する事。
- ( 2 ) 防災教育に関する事。
- ( 3 ) 避難地・避難路の整備に関する事。
- ( 4 ) 文化財の保護に関する事。
- ( 5 ) 避難誘導計画に関する事。

## 7 消防本部

- ( 1 ) 消防団との連絡調整に関する事。
- ( 2 ) 火災予防に関する事。
- ( 3 ) 危険物等の災害予防に関する事。
- ( 4 ) 消防計画の策定に関する事。
- ( 5 ) 消防水利に関する事。
- ( 6 ) 救急救助に関する事。
- ( 7 ) 救急医療機関及びその他関係機関との連絡に関する事。

## 第2 府

### 1 豊能地域防災推進室

災害予防対策及び災害応急対策等に係る町及び関係機関との連絡調整に関すること。

### 2 池田土木事務所

(1) 府所管の公共土木施設の防災対策に関すること。

(2) 水防活動の指示並びに洪水予警報の伝達に関すること。

### 3 北部農と緑の総合事務所

(1) ため池・水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指示に関すること。

(2) 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること。

### 4 池田保健所

災害時における町地域の保健衛生活動対策に関すること。

## 第3 府警察（豊能警察署）

1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。

2 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。

3 交通規制・管制に関すること。

4 広域応援等の要請・受入れに関すること。

5 遺体の検視（見分）等の措置に関すること。

6 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。

7 災害資機材の整備に関すること。

## 第4 自衛隊

### 1 陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊

災害時における派遣応急対策に関すること。

## 第5 指定地方行政機関

### 1 近畿農政局（大阪農政事務所）

災害時における主要食料の需給調整に関すること。

### 2 大阪管区气象台

(1) 観測施設の整備に関すること。

(2) 防災知識の普及・啓発に関すること。

( 3 ) 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。

## 第 6 指定公共機関

- 1 関西電力株式会社（大阪北支店池田営業所）  
電力施設の防災対策及び災害時における電力供給対策に関すること。
- 2 西日本電信電話株式会社（大阪支店）  
通信の調整及び伝達対策に関すること。
- 3 大阪ガス株式会社（導管事業部兵庫導管部）  
災害時におけるガス供給の確保に関すること。

## 第 7 公共的団体等

- 1 大阪北部農業協同組合
  - ( 1 ) 町の実施する営農指導及び被害調査の補助に関すること。
  - ( 2 ) 農地、農業用施設などの災害復旧及び再生産の維持などに必要な資金の貸付に関すること。
- 2 ため池管理者  
ため池の防災管理に関すること。
- 3 町自治会等  
各種情報の連絡、避難者の世話及びその他応急措置の補助に関すること。
- 4 池田市医師会  
災害時における医療救護の実施並びに負傷者の収容及び看護に関すること。
- 5 町土地改良区  
農業用施設の防災管理に関すること。
- 6 能勢電鉄株式会社  
災害時における交通及び輸送対策に関すること。
- 7 阪急田園バス株式会社（豊能支社）  
災害時における交通及び輸送対策に関すること。
- 8 豊能町社会福祉協議会
  - ( 1 ) 災害時における福祉に関すること。
  - ( 2 ) ボランティアの防災活動支援に関すること。

## 第3節 住民、事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して住民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。阪神・淡路大震災においても、隣り近所の住民、企業による消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。このような教訓から、防災対策にあたっては、地域の防災力向上が不可欠である。

したがって、住民及び事業所は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努める。

### 第1 住民の役割

地域の住民は、災害防止に寄与するように努める。

#### 1 個人の役割

##### (1) 自己管理

「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、災害に備えて食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を住民自らがを行い、被害の拡大防止に努める。

##### (2) 住民としての役割認識

「自らの地域は自らで守る」ことを原則に、平常時からコミュニティの形成とともに、近隣の住民と協力して初期消火・救助活動ができるよう、防災力の向上に努める。

##### (3) 応急対策活動への協力

町及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

#### 2 自主防災組織の役割

##### (1) 自主防災体制の確立

「自らの地域は自らで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動ができる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

##### (2) 応急対策活動への協力

町及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

### 第2 事業所の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

#### 1 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

## 2 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

## 3 応急対策活動への協力

町及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

## 第4節 計画の運用

### 第1 計画の修正

町及び関係機関は、この計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、これを修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り修正する。

修正の手順については次のとおりである。

- 1 修正を必要とする町及び関係機関は、修正すべき内容及び資料を町に提出する。
- 2 町は、提出された内容及び資料をとりまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- 3 防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
- 4 災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、計画の修正について府と協議する。
- 5 防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- 6 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

### 第2 計画の習熟

町及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が果たせるよう、平常時から、図上訓練、実践的訓練等によって本計画の習熟に努めるとともに、住民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

